

篠ノ井中央公園におけるPark-PFIによる軽飲食店の 設置に関する公募設置等指針の公表について

令和8年6月
都市整備部公園緑地課

(1) Park-PFI制度とは

- 都市公園に飲食店等の収益施設を設け、その収益を活用して公園施設の整備や魅力向上を図る制度。民間の資金やノウハウを生かし、自治体と連携して公園の利便性や賑わいを高める。（都市公園法第5条の2）

(2) 設置許可制度の主な違い

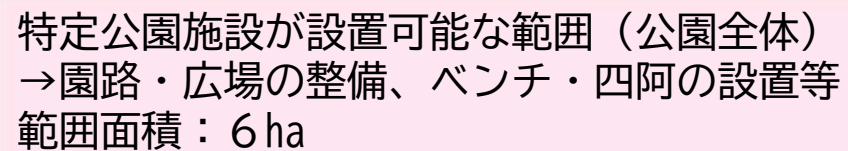
項 目	都市公園法第5条（通常許可）	都市公園法第5条の2（Park-PFI）
目 的	民間による施設設置管理	収益の一部を公園整備に還元
対象施設	売店、駐車場など 公園の便益施設	カフェ、レストランほか 来園者の利便性向上を図る施設
設置期間	最大10年	最大20年
建ぺい率	原則2%以内	原則12%以内（+10%加算）
事 例	茶臼山恐竜公園大型ブランコ （チャウスカイ）	長野駅東口公園軽飲食店施設 （コメダ珈琲）
使用料	<u>40円/m²</u>	<u>40円/m²を下回らない額（270円/m²）</u>
その他	—	収支計画・報告を義務付け

(2) 篠ノ井中央公園の概要

所在地	長野市篠ノ井会716他
公園種別	都市公園（地区公園）
面積	約6ha
供用開始	平成27年3月31日
主な施設	ふわふわドーム、ふれあい広場、芝生広場、フラワーガーデン等
駐車場	3か所 計115台
管理運営	指定管理者（一財）ながの緑育協会

（主な特徴）

- ✓ 市内初の「ふわふわドーム」や遊具広場を備える公園
- ✓ ながの緑育協会の活動拠点として活用
- ✓ 市内で犬の散歩が可能な公園の一つ



(1) 公募設置等指針とは

- Park-PFIの公募に当たり、公園管理者が募集条件や事業者選定における評価基準等を定めるもの

(2) 公募設置等指針に記載する主な事項

公募対象公園施設の種類の種類	軽飲食店
公募対象公園施設の使用料の最低額	100円／㎡・月
特定公園施設の建設に関する事項	来園者の利便性の向上を図る施設 (例：ベンチ、花壇、ドッグラン等)
公募設置等計画の認定有効期間	供用（営業）開始日から20年間

長野駅東口公園の公募設置等指針からの追加項目

追加項目	内 容
犬の散歩	✓犬の散歩ができる公園の特性を活かし、 <u>ドッグフレンドリーな取組</u> や事業提案を求めるとともに、特定公園施設としてドッグランの整備も可能とする。
ドライブスルー	✓公募対象エリアは、サウンディング調査を踏まえ、当初の約1,800㎡から約2,900㎡に拡大。これにより、ドライブスルーを含む柔軟な提案を可能とし、 <u>国道に面する立地を活かした施設配置を想定</u> している。 ✓なお、ドライブスルー利用者が <u>公園利用にもつながるよう、動線への配慮</u> を求めている。

4 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の構成

6

□ 委員会の担当事務

市長の諮問に応じ、都市公園法の規定による公募対象公園施設に係る公募設置等指針及び設置等予定者の選定に関する事項について調査及び審議すること。

□ 委員定数6人以内 任期2年

(長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例)

R8.4.1現在（敬称略・五十音順）

選出区分	分野	委員氏名	所属団体
学識経験者	建築	久 米 え み	公益社団法人長野県建築士会ながの支部
	経営財務	小 林 邦 一	関東信越税理士会長野支部
	造園	宮 入 賢 一 郎	一般財団法人日本造園修景協会長野支部
関係民間団体等	商工振興	江 守 雅 美	長野商工会議所
	子育て支援	丸 山 志 野	社会福祉法人長野市社会事業協会
行政職	公園管理者	桑 原 武 彦	長野市 都市整備部

条例第4条に規定する専門委員

選出区分	分野	委員氏名	所属団体
指定管理者	緑育	篠 原 達 克	一般財団法人ながの緑育協会
地域代表者	篠ノ井地区	平 山 和 成	長野商工会議所篠ノ井支部

令和7年11月4日	主管課長補佐会議 サウンディング型市場調査結果の報告（以下のとおり） 【事前説明会】 開催日：令和7年10月9日 参加者：6団体 内 容：現地にて実施要領の補足説明 【調査】 開催日：令和7年11月17日～同月28日 参加者：3団体（不動産関係、金融関係、飲食関係） 方 法：対面方式 ◆ 便益施設設置の可能性はある。（特に軽飲食店） ◆ 軽飲食店をテナント誘致し建物を整備するデベロッパーの参入も想定される。 ◆ 犬も散歩できる公園を活かした、<u>ドッグフレンドリーな取り組みの提案</u>も期待できる。 ◆ 事業者募集の要件において<u>ドライブスルーの設置も可能とすれば、参画事業者の幅が広がる。</u>
令和7年12月17日	サウンディング型市場調査結果の公表
令和8年2月18日	第1回 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 （諮問、公募設置等指針素案の審議）
5月22日	第2回 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 （公募設置等指針案の審議）

意見	対応・指針への反映
事業者の提案を残せるよう、任意提案の書き方を工夫すること。	✓ 条件を細かく定めすぎること、事業者提案の幅を狭めるおそれがあるため、内容を箇条書きで整理 ✓ 事業者の創意工夫や独自性を生かした提案を促すため、自由にアピールできる項目を追加
単なる収益事業にとどまらず、多様な利用者にとっての<u>居場所としての機能・役割を果たす提案</u>を求める。	✓ <u>「居場所づくり」を任意提案事項に追加</u> ✓ 篠ノ井中央公園が指定緊急避難場所であることを踏まえ、「要配慮者への対応等」に関する提案を追加
既存駐車場がある中で、公園利用者と施設利用者の駐車場利用が重複する可能性があるため、<u>駐車場の利用の整理の考え方</u>を明確にするべきではないか。	✓ 駐車場の利用区分を明確にするため、<u>店舗専用駐車場を設ける場合は事業者が設置</u>する旨を明記
<u>国道からの車両進入についての安全性に関する記載</u>は十分ではないように思う。	✓ <u>車両出入口の安全性確保及び周辺道路の安全対策</u>に関する項目を追加

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月5日	主管課長補佐会議（庁議等なし）
6月10日	公募設置等指針の公表
6月10日～7月24日	（質問受付期間）
7月16日	事前説明会
8月7日	（質問回答日）
8月7日～11月10日	公募設置等計画の受付期間
12月	第3回 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 （プレゼンテーション・評価・選定）
	答申
	部長会議、政策説明会
令和9年3月	基本協定の締結
	（事業者による整備工事）
令和10年3月	供用開始